

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保全回復事業の認定 (自然環境保全課)	255
○豊かな森を育てる府民税関係事業補助金 交付要綱の一部を改正する告示 (林業振興課)	〃
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	256

正 誤	
○令和 7 年 3 月31日付け京都府公報号外第10号中	256
○令和 7 年 4 月 1 日付け京都府公報号外第14号中	〃

告 示

京都府告示第215号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第32条第3項の規定により、保全回復事業を次のとおり認定した。

令和 7 年 4 月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 認定を受けた保全回復事業を行う者の住所、名称及び代表者の氏名
亀岡市東本梅町赤熊北垣内 8
特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク
代表理事 上田 稔
- 認定を受けた保全回復事業の事業計画
 - 事業計画の名称
口丹波地域セトウチサンショウウオ保全回復事業事業計画
 - 事業計画の区域
亀岡市、南丹市及び福知山市における本種の分布域
 - 事業計画の期間
令和 7 年 4 月 3 日から令和10年 2 月29日まで
 - 事業計画の概要
 - 現状及び課題
生息状況及びその課題
 - 保全回復事業の取組
生息状況等の把握及び生態系に関する知見の集積、生息環境の整備、密猟の防止等
 - 保全回復事業の推進方策
普及啓発、公共事業等における配慮及び多様な主体の連携・協働

エ 計画の評価

評価の方針及び事業の見直し

3 認定年月日

令和 7 年 4 月 3 日

京都府告示第216号

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号）の一部を次のように改正する。

別表の3の項中「住宅の新築等のために用いられる」を削り、「」の購入に要する経費その他の知事が別に定める」を「」を使用した住宅の新築等に要する」に、

- 「
- 補助対象経費（(2)に規定する製品の購入に要する経費に係る部分を除く。）に100分の10（知事が別に定める府内産木材を用いる場合は、100分の15。(1)において「基本補助率」という。）（当該事業を実施するものが知事が別に定める新規事業者の要件を満たす場合は、基本補助率に100分の5を加えた率）を乗じて得た額（当該補助対象経費に次に掲げる部分の経費が含まれるときは、当該額に、それぞれの経費に当該経費の区分に応じそれぞれに定める加算率を乗じて得た額の合計額を加えた額）

ア 横架材（はり、桁その他これらに類するものとして知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）に係る部分の経費（ウに掲げる経費を除く。）

く。) 100分の15
イ 京の木流通モデル構築支援事業（「京の木流通モデル構築支援事業実施要領」（令和 4 年 11 月 11 日 付 け 4 林 第 522 号）に規定する事業をいう。以下同じ。）の適用を受ける事業者による府内産木材の調達として知事が別に定めるものの当該調達に係る部分の経費（ウに掲げる経費を除く。） 100分の 5
ウ 横架材に係る部分の経費のうち、イに規定する調達に係る部分の経費に該当する部分の経費 100分の 20
(2) 知事が別に定める府内産木材又は府内産竹材に係る製品を用いる場合は、当該製品の購入に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該算出した額が 4 万円を超える場合は、4 万円）

を「

- (1) 建築材料として用いられる府内産木材の材積に応じ、知事が別に定める額
(2) 当該事業を実施する者が知事が別に定める新規事業者の要件を満たす場合にあっては、建築材料として用いられる府内産木材の材積に応じ、知事が別に定める額
(3) 建築材料として用いられる府内産木材のうち横架材（はり、桁その他これらに類するものとして知事が別に定めるものをいう。）として用いられるものの材積に応じ、知事が別に定める額
(4) 建築材料として用いられる府内産木材のうち京の木流通モデル構築支援事業の適用を受ける事業者によるものの調達として知事が別に定めるものの方法により調達された府内産木材の材積に応じ、知事が別に定める額
(5) 知事が別に定める府内産木材又は府内産竹材に係る製品を用いる場合は、当該製品の購入に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該算出した額が 4 万円を超える場合は、4 万円）

に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

京都府告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 4 月 11 日から令和 7 年 4 月 25 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 11 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 道路の種類 府道

- (2) 路 線 名 城陽宇治線
(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
城陽市平川横道28の3から	前	最小 9.4 ^m 最大 9.6	198.6 ^m
城陽市平川横道47の2まで	後	最小 12.0 最大 13.5	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 府道
(2) 路 線 名 八幡城陽線
(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
城陽市平川東垣外40の1から	前	最小 6.7 ^m 最大 6.8	84.7 ^m
城陽市平川横道41の8まで	後	最小 9.2 最大 16.0	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

正 誤

令和 7 年 3 月 31 日 付 け 京 都 府 公 報 号 外 第 10 号 中 次 の と お り 訂 正

ページ	欄	行	誤	正
75	左	下から11	(24 前項第24号の手当作業1日につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額	(24) 前項第24号の手当作業1日につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

令和 7 年 4 月 1 日 付 け 京 都 府 公 報 号 外 第 14 号 中 次 の と お り 訂 正

ページ	欄	行	誤	正
5	左	下から7	令和7年京都府条例第 号	令和7年京都府条例第8号